

令和3年第4回
城里町議会定例会会議録 第3号

令和3年12月14日 午後 2時05分開議

1. 出席議員（14名）

1番	桜井和子君	8番	河原井大介君
2番	加藤木直君	9番	関誠一郎君
3番	猿田正純君	10番	阿久津則男君
4番	藤咲芙美子君	11番	小林祥宏君
5番	片岡藏之君	12番	杉山清君
6番	藺部一君	13番	鯉淵秀雄君
7番	三村孝信君	14番	小塚孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	上遠野	修
副町	長	仲田	不二雄
教育	長	高岡	秀夫
代表監査委員		横倉	好夫
まちづくり戦略課	長	小林	克成
総務課	長	山口	成治
町民課	長	加藤	孝行
財務課	長	雨宮	忠芳
税務課	長	佐藤	宰
健康保険課	長	飯村	正則
長寿応援課	長	稲川	弘美
福祉こども課	長	山崎	栄一
農業政策課	長	増井	栄一
都市建設課	長	大津	好男
下水道課	長	所	克実
会計課長（会計管理者）		久保田	和美
水道課	長	阿久津	恵三

農業委員会事務局長
教育委員会事務局長

高瀬 浩 文
園 部 繁

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長
主 任 書 記
書 記

阿久津 雅 志
町 田 めぐみ
高 丸 哲 史

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

令和3年12月14日（火曜日）

午後 2時05分開議

- 日程第1 議案第74号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第75号 城里町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第76号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第77号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第78号 城里町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第79号 城里町定住自立圏の形成協定の議決に関する条例を廃止する条例について
- 日程第7 議案第80号 城里町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第81号 城里町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第82号 工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第83号 茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について
- 日程第11 議案第84号 いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について
- 日程第12 議案第85号 水戸地方農業共済事務組合の解散について
- 日程第13 議案第86号 水戸地方農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第14 議案第87号 令和3年度城里町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第88号 令和3年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第16 議案第89号 令和3年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第90号 令和3年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第91号 令和2年度城里町一般会計決算認定について
- 日程第19 議案第92号 令和2年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第20 議案第93号 令和2年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第21 議案第94号 令和2年度城里町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第22 議案第95号 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第23 議案第96号 令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 日程第24 議案第97号 令和2年度城里町水道事業会計決算認定について
- 日程第25 議案第98号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第26 議案第99号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第27 議案第100号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第28 議案第101号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第29 議案第102号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第30 議案第103号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第31 請願第2号 コロナ禍による米価下落の対策を求める請願
- 日程第32 陳情第3号 おひさま学童クラブ建て替え工事に関する陳情
- 日程第33 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第34 総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第35 教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第36 報告第40号 城里町立学校管理規則の一部を改正する規則
- 日程第37 報告第41号 城里町国民健康保険税の旧被扶養者に係る減免に関する取扱要綱の一部を改正する告示
- 日程第38 報告第42号 令和3年度城里町ふれあいの船事業中止に伴う臨時給付金交付要綱の制定
- 日程第39 報告第43号 令和3年度城里町修学旅行代替給付金交付要綱の制定
- 日程第40 報告第44号 令和3年度第2弾城里町中小企業等固定費応援給付金交付要

綱の制定

- 日程第41 報告第45号 城里町元気アップ振興券（第4弾）事業実施要綱の制定
- 日程第42 報告第46号 城里町元気アップ振興券（第4弾）事業補助金交付要綱の制定
- 日程第43 報告第47号 城里町下水道事業会計規則の制定
- 日程第44 報告第48号 第2次城里町総合計画後期基本計画
- 日程第45 報告第49号 第2期城里町まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 日程第46 報告第50号 城里町人口ビジョン【改訂版】
- 日程第47 報告第51号 一般財団法人日本自動車研究所と城里町との連携協力に関する協定
- 日程第48 報告第52号 城里町と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定
- 日程第49 報告第53号 城里町と大塚製薬株式会社との包括連携協定
- 日程第50 報告第54号 例月出納検査報告（9月、10月、11月執行分）
- 追加日程第1 議案第104号 令和3年度城里町一般会計補正予算（第4号）
- 追加日程第2 総務民生常任委員会報告

1. 本日の会議に付した事件

- 議案第74号
- 議案第75号
- 議案第76号
- 議案第77号
- 議案第78号
- 議案第79号
- 議案第80号
- 議案第81号
- 議案第82号
- 議案第83号
- 議案第84号
- 議案第85号
- 議案第86号
- 議案第87号
- 議案第88号
- 議案第89号
- 議案第90号
- 議案第91号

議案第92号

議案第93号

議案第94号

議案第95号

議案第96号

議案第97号

議案第98号

議案第99号

議案第100号

議案第101号

議案第102号

議案第103号

議案第104号

請願第2号

陳情第3号

総務民生常任委員会報告

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

報告第40号

報告第41号

報告第42号

報告第43号

報告第44号

報告第45号

報告第46号

報告第47号

報告第48号

報告第49号

報告第50号

報告第51号

報告第52号

報告第53号

報告第54号

午後 2時05分開議

議員の出欠

○議長（関 誠一郎君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまです。

ただいまの出席議員は全員です。

開議の宣告

○議長（関 誠一郎君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、説明のため、町長、副町長、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席しております。

議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等の確認をよろしくお願いいたします。

また、コロナウイルス対策といたしまして、議場内でのマスク着用及び水分補給を許可しております。

議事日程の報告

○議長（関 誠一郎君） 本日の議事日程につきましては、議事日程第3号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

議案第74号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（関 誠一郎君） 日程第1、議案第74号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第75号 城里町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（関 誠一郎君） 日程第2、議案第75号 城里町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第76号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（関 誠一郎君） 日程第3、議案第76号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第77号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（関 誠一郎君） 日程第4、議案第77号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第78号 城里町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（関 誠一郎君） 日程第5、議案第78号 城里町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 今回の消防団員の定員というか給与が2,000円ずつ全員上がっていますけれども、副団長と本部長がそのままの据置きになっております。これの、何でこうなのかをちょっと説明をお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 4番藤咲議員のご質疑にお答え申し上げます。

据置きになっている階級があるのご指摘であります。こちらにつきましては、国が示します基準額を超えているために据置きということでございます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 基準額と言いました。基準額であれば、副団長も分団長の本部長も2,000円ずつ上がっていいんじゃないかと思うんですけれども、これは何か基準があるのでしょうか。基準をお示してください。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 4番藤咲議員のご質問にお答え申し上げます。

基準といいますのは、交付税単価を基にしてはじいているものでございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 3回目ね。やるか。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） これは町で条例で決めるんですよね。もしこれが国で定められたものであれば全員2,000円ということでアップしてもいいと思うんですけれども、何でこの本部長と副団長だけが基準外だからといって2,000円のアップがなしで据置きになっているのでしょうか。もしこれ町で決めるのであればどういう条例なのか。その基準は何なのか。ちょっとよく分かりませんので、何でこの2人の分だけが上がらない、何かその上がらないための基準とは何なのか。基準は何かということと、それから今回上がらなかった基準というのがどういうもので決められているのかお示してください。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 4番藤咲議員のご質問にお答え申し上げます。

繰り返しになりますが、今回増額の対象にならなかった階級につきましては、既に国の基準を上回っているということでございます。

すみません、もう1点よろしいでしょうか。質問を聞き逃してしまいました。申し訳ございません。

○議長（関 誠一郎君） 続いてやらないと4回になっちゃうから。3回までだから。聞き漏らし……聞き漏らしですって。

○4番（藤咲芙美子君） 今回上がらなかった基準、上がらなかった基準、何をもって基準としてこれを上げないのか。それが知りたいです。もし町で決めるのであれば町の基準

が何かあったはずです。何でこの2つだけ、副団長と本部員の分団長の本部員だけが上がらなかった、その基準がよく分かりません。どういう基準でこれを上げたり、下げたりしているのか。町独自なんですよ、これは。そこのところがちょっと知りたいんです。何でこういう格差が、格差というか差が出るのかなというようなことをちょっと疑問に思いました。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 4番藤咲議員のご質疑にお答え申し上げます。

基準につきましては、先ほど申し上げました国の交付税の単価、そちらを採用してございます。また、各全国の消防団、データ上は1,739という数字が出ておりますが、ここで定める報酬基準につきましては各市町村によって様々であるという実態がございますので、国の消防庁のほうもその国の交付単価、交付税に沿った形での報酬対応をお願いしたいと。消防団の処遇改善ということでそのような通達が来てございますので、今回国の基準に達していない者については引上げを行うものでございます。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 消防団の給与が上がっていくというのは地域の消防団にとっていいことだろうというふうに思っています。ただ、消防団の中で会議なんかでお話がありましたけれども、今後今まで団に預けていたお金が個人に行くというお話等々もありまして、そういったところを少しかいつまんで状況を説明いただけないかなと思います。と同時に、運営費というものがどうしても消防団活動の中には必要になってまいります。給与とはまた別個の運営費に関しては、今後この条例をどのように受け止めながら、これは分かるんですけども、それ以外の運営費とか要は消防団の数、団員の数徐徐にこれから減るということもありますので、その運営費やそういったものについてトータル的なこの条例をひとつ契機としながら、給与体制を見直ししながらも今後どういうふうな方向に行くのかお考えになるのか、来年の予算も含めて何かあれば教えていただければと思います。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 8番河原井議員のご質問にお答え申し上げます。

消防団の報酬につきましては、従来ですと団のほうに個人の出勤払い、それと個人団員報酬についても団のほうに支払いをしていたという現状でありましたが、今般国のほうの指導がありまして個人の団員報酬につきましては個人払いにせよということで、現在事務局のほうでも個人払いに向けた事務の調整をしている現状でございます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） それは分かりました。その後です。そういった中で運営をやっていくとか、様々な問題が会議の中でも幾つか今まであったんですけども、それについては来年度等々の予算編成の中で何か総務課として提案する余裕、予定というのは何かあ

りますでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） すみません。団の運営に関する要点としてはどういうことでしょうか。申し訳ないです。

○議長（関 誠一郎君） 河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 実は様々に地域の中で活動していくと、例えば消防団の数がどんどん減っていったり、団員の数が地域の中で減っていきます。そうなるとうこういった方向性の中でじゃ一つの固まりにしていくのか、大きな団を統廃合どうしていくのかという議論もあります。で、こういった中でこの条例を出すに当たってただ単に給与だけの体系を見直すだけで今後この消防団が末永く維持管理できますかという問いです。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 組織的な見直しというご質疑であろうかと思いますが、これにつきましては団長含め分団長会議等を通しまして機構については検討していきたいと考えております。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第79号 城里町定住自立圏の形成協定の議決に関する条例を廃止する条例について

○議長（関 誠一郎君） 日程第6、議案第79号 城里町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第80号 城里町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

○議長（関 誠一郎君） 日程第7、議案第80号 城里町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第81号 城里町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

○議長（関 誠一郎君） 日程第8、議案第81号 城里町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第82号 工事請負契約の締結について

○議長（関 誠一郎君） 日程第9、議案第82号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） この今までの工事請負契約だと、いつもなら最低価格を落札などを行っていましたが、今回はこの最低価格の2つについて失格となっています。このことについて説明をしていただきたいと思います。

それともう一つ、20年で経年劣化ということを言われましたけれども、その経年劣化でエアコンが20年で経年劣化するのか何なのか、この根拠を教えてください。

2つ質問いたしました。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 4番藤咲議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず入札関係のほうはちょっと私のほうでは何とも言えませんので、空調工事のことについてお話させていただきたいと思います。

現在使用している保健センターの空調設備でございますが、21年前から使用している機器でございます。H C F Cと呼ばれる特定フロンを利用した空調設備となっております。この特定フロンが環境問題の一つであるオゾン層の破壊につながるとされ、モントリオール議定書及びオゾン層保護法により2020年、昨年です、までに日本を含む先進国で特定フロンを利用した機器の製造販売が全くななくなっているところでございます。このような状況でございますので、今後空調設備の心臓部でありますコンプレッサー、冷凍サイクル

ル等が故障した場合でもメーカーからの部品調達が難しく、修理が困難な状況となってしまうところがございます。昨日のちょっと説明が不足していて申し訳ございませんでした。今後も安心して常北保健福祉センターを利活用するために今回の改修工事につきましてご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

失格があったと、2社今回の場合失格があったのですが、最低制限価格を下回った価格を入札したという形で失格となっております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 空調、先ちょっと再質問いたします。

このフロンガスについて全部変えなければならないということなんですけれども、エアコン20個、全部一気に交換するのと、部分的に5個とか10個とかそういう程度で改善していったほうがいいのか、そこら辺のところをちょっと金額的なところが分かりましたら説明してください。一気に交換してしまうということが本当にいいのかどうかちょっとよく分かりません。判断の材料にしたいと思います。説明してください。

それから失格の2社というのは、これは最低価格は表示するんでしょうか。表示していればこういうこともなく失格にはならないと思うんですけれども、何か今までの工事だと全てが最低価格で安く安価になりましたので落札されましたというような意味合いのことをずっとこの町でやってきていたような気がするんです。それなのに今回だけなぜ2社だけ最低価格には合わないからということなのか、そこら辺のところちょっとよく分かりませんので2件お答えください。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 引き続き4番藤咲議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、一気に全部室内機のほうをやったほうがいいのかというご質問でございましたけれども、全部で室内機のほうは43台ございます。ですので、今後工事に係る経費等を考えた場合にやはり一度にこの機会に工事を行わせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○4番（藤咲芙美子君） 金額は、大体。1台どのぐらいとか。

○健康保険課長（飯村正則君） 申し訳ございません。細かい詳細につきましてはちょっと今手持ちの資料がございません。申し訳ございません。

○4番（藤咲芙美子君） 43台全部やっちゃうんですか、来年度で。

○健康保険課長（飯村正則君） すみません。引き続き4番藤咲議員さんのご質問に回答させていただきたいと思います。

今現在今回議決いただいて今年度行う予定でございますが、金額が金額でございますので、標準工事を6か月程度必要ではないかというふうに考えているところでございます。ですので、実際には今年度と来年度、2年になってしまうかなというふうなことも考えております。コロナワクチン接種事業のこともございますので、全部保健センターのほうを予約を入れずに工事に専念するというのもなかなか難しい状況にございますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 4番藤咲議員のご質問にお答えします。

最低制限価格については、城里町建設工事の最低制限決定等に係る事務処理要綱というのがありまして、この中で最低制限価格を設定する対象工事は一般競争入札で行う建設工事となっております。それで最低制限に対しては非公開となっておりますので、それを下回って入札をした場合は失格となります。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 空調で今回今年度と来年度で予算立てると言いましたけれども、この中には空調のほかに屋根の一部、雨漏れとかそういうのももう入っていましたよね。それも一括して予算に入るんですか。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 引き続き質問にお答えさせていただきます。

今回の工事の中に全部含まれてございます。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第83号 茨城県中央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について

○議長（関 誠一郎君） 日程第10、議案第83号 茨城県中央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第84号 いばらき県中央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について

○議長（関 誠一郎君） 日程第11、議案第84号 いばらき県中央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

4番藤咲芙美子君。ちょっと待って。

これから討論を行います。

討論は1人1回の原則により1回のみとします。なお、発言時間は10分以内といたします。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

4 番藤咲芙美子君。

〔4 番藤咲芙美子君登壇〕

○4 番（藤咲芙美子君） 議案第84号 いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について、反対の立場で討論を行います。

地域連携中枢都市圏連携協約は、水戸市を中心に城里町、ひたちなか市、笠間市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、東海村の9市町村で構成されています。都市機能の集約、集積、強化、生活関連機能サービス向上に取り組み、活力ある社会経済を維持し、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域形成を目的ととしています。

しかし、この連携協約は様々な問題があります。

第1に、医療や福祉の分野など住民サービスに不可欠な課題を中心市である水戸市に集約する、休日夜間診療所など医療施設開設に支援し、高度医療サービスの提供に取り組むとしています。これでは周辺自治体は医療福祉の住民サービス拡充が後退し、協約書の1条で目的とされた住民が安心して快適な暮らしを営むことができることとは反することになり、中心市にますます依存することになります。お金の集中が中央のみに集中し、地域には駅なしで新たな過疎を生み、格差が広がる施策にすぎません。連携中枢都市圏形成はかけ離れていると考えます。

第2に、医療情報の提供のほか、初期救急医療提供体制の維持、確保に取り組むとしていますが、城里町には夜間救急体制が整っておらず、病床の確保も困難な状況で、近隣の病院施設に依存しています。医療の充実の水戸市に集中し、連携地域の格差が広がり住民には安心した地域医療とは言えません。

第3に、連携中枢都市圏形成は、将来市町村合併と道州制の導入に道を開くものです。城里町は合併したことで小学校や中学校の統合が行われ、通学に不便をきたし、通学バスでの支援や補助を行っています。少子化を防ぐための対策も進まないまま連携をしても、子供が増えるとは思えません。城里町の平成26年から令和2年までの人口は毎年減少し続け、7年間に3,420人の人口減少に歯止めがかかりません。連携中枢都市圏に記されているように、このまま中心地に機能を集中させることはかえって地域活性化の妨げになるのではないかと危惧いたします。政府は合併や人口増が思うように進まなくなった今、人口75万人以上の要件を満たす中心市に年間2億円交付し、周辺8市町村には1自治体当たり年間1,500万円を上限に国から補助が交付されます。補助にも格差をつけ、地域格差がますます広がってしまいます。また、連携中枢都市圏負担金に令和3年度の予算として978万4,000円の負担金が求められています。財政措置まで使い、地方自治を壊す市町村合併、道州制に道を開く連携中枢都市圏に反対して、討論を終わります。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。
〔発言する者なし〕

○議長（関 誠一郎君） ほかにいませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 以上で議案第84号に対する討論を終結いたします。
これより採決に入ります。
本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。
〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第85号 水戸地方農業共済事務組合の解散について

○議長（関 誠一郎君） 日程第12、議案第85号 水戸地方農業共済事務組合の解散についてを議題といたします。
これより質疑に入ります。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。
質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
これより採決に入ります。
本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。
〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第86号 水戸地方農協共済事務組合の解散に伴う財産処分について

○議長（関 誠一郎君） 日程第13、議案第86号 水戸地方農業共済事務組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。
これより質疑に入ります。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

動議の提出

○議長（関 誠一郎君） ただいま、13番鯉渕秀雄君ほか2名から、議案第87号 令和3年度城里町一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議が提出されております。

また、3番猿田正純君ほか6名から、同じく議案第87号 令和3年度城里町一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議が提出されております。

いずれの動議も所定の発議者が連署されておりますので、成立いたします。

ここで、議会事務局長に議案第87号に対する修正案をタブレットにて配付させます。

〔修正案配付〕

議案第87号 令和3年度城里町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第87号 令和3年度城里町一般会計補正予算（第3号）についてと併せて修正案を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

最初に、13番鯉渕秀雄君から説明願います。

13番鯉渕秀雄君。

〔13番鯉渕秀雄君登壇〕

○13番（鯉渕秀雄君） 議案第87号 令和3年度一般会計補正予算（第3号）への修正動議の趣旨について述べさせていただきます。

そもそも2017年の茨城県議会において予算の増額修正が行われたことは新聞報道等でも大きく取り上げられました。その際、一定の制限の下で議会が予算の増額修正をできることをお分かりいただけたと考えます。それにもかかわらず、きちんと確認もせずに議会に

おいての提案はできないと一千人を超える署名を集めた陳情を門前払いするなど議会人として恥ずかしい限りです。

去る7日の総務民生常任委員会の中で父母の必死の訴えを傍聴席で聞かせていただきました。子供たちのためにおひさま学童クラブを守りたい。耐震性に不安があるから新しい建物を造ってほしい。石塚開放学級の建物と一緒に入るなど考えられない。その訴えは胸に突き刺さりました。子育て支援は人口減少対策、地域活性化のための最重要施策です。そして、石塚小学校は他の小学校の4倍くらいの児童数を抱える最大の小学校です。児童数が他の小学校の4倍もあるのですから、放課後児童クラブが4か所あってもおかしくないでしょう。何が問題なのですか。何が無駄遣いなのですか。そして、人数が多い石塚小学校だからこそいろいろな子供たちの考え方があり、その多様なニーズに合わせ自分に合った放課後児童クラブを選べるようにすることが質の高い子育て支援ということになるのです。石塚開放学級の規律を重視する運営方針がよいと考えればそこに預ければよいし、のびのび遊ばせるおひさま児童クラブの運営方針がよいと考えればそちらに預ければよいのです。学童クラブ同士もある程度の競争があることで質が高まり、選択肢も増えて保護者も子供たちも満足いくサービスが提供されるようになるのです。子供の数が減るのだから維持費もかかるし学童クラブの増設は適切でないとの意見も委員会でも出されてきました。実際には、石塚小学校の来年の入学予定者数は今年と同数または少し増える可能性があるようです。政治や行政はこのまま石塚小学校の入学者数が減らないようにあらゆる手段を尽くすのがその使命ではないでしょうか。どうせ減るから先回りして学童クラブも減らしてしまえというのは地域の未来を議会が諦めてしまうことになります。

そこで、今回の増額修正が地方自治法に照らして何ら妨げられないことを説明いたします。

地方自治法第97条第2項において議会は予算について増額してこれを議決することを妨げない。普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできないと明記されています。このことから、当議会は町長の予算の提出権限を侵害しない範囲において予算の増額をすることができるのです。

そこで、今回の修正案が町長の予算提出権限を侵害していないことを説明いたします。

第1に、学陽書房発行の逐条地方自治法では、新たな款項を加えること、継続費、繰越明許費、債務負担行為に新たな事業を加えることは長の権限を侵すことになることと記載されています。今回の増額提案は、当然これに該当しません。

第2に、1977年10月3日の旧自治省の通知によれば、増額修正をしようとする内容、規模、当該予算全体との関連、当該地方公共団体の行財政運営における影響等を総合的に勘案して、個別に長の予算提出権を侵害しているかを判断するとされています。

そこで、今回の増額提案について考えますと、9月定例会で町長が提案していた予算を議会が減額修正されました。それを復活させる内容でありますから、どう考えても町長の

予算提出権限を侵害することにはなりません。

以上の2点から、今回の増額修正の提案が地方自治法で認められることがご理解いただけたと思います。

修正内容をご説明いたします。

議案第87号 令和3年度城里町一般会計補正予算（第3号）に対する修正案。

議案第87号 令和3年度城里町一般会計補正予算（第3号）の一部を次のように修正する。

第1条中、107億3,891万9,000円を、107億8,991万9,000円に改める。

第1表、歳入歳出予算の一部を次のように改める。

歳入、20款繰入金、補正前の額1億4,621万1,000円。補正額9,744万4,000円。計2億4,300……これ前の金額言わないといけないんですね。申し訳ございません。

補正前の金額9,484万4,000円。補正額として9,744万4,000円。計、前の金額2億4,105万5,000円。新たな金額が2億4,365万5,000円。

2項繰入金、補正前の額、補正額、計と順次読み上げます。

1億4,615万1,000円。補正額、前金額が9,484万4,000円。これが9,744万4,000円。補正計が、補正前の額が2億4,099万5,000円。2億4,359万5,000円。

23款町債、12億8,353万2,000円。補正額が1,000円。4,940万。12億8,453万2,000円。13億3,293万2,000円。

1項町債、12億8,353万2,000円。補正額が1,000円。計が4,940万円。計が12億8,453万2,000円。13億3,293万2,000円。

歳入合計105億9,642万1,000円。1億4,249万8,000円。1億9,349万8,000円。107億3,891万9,000円。107億8,991万9,000円。

次に、歳出です。

同じく補正前の額、補正額、計と読み上げます。

3款民生費、補正前の額が25億4,226万6,000円。補正額3,488万6,000円。これを8,588万6,000円。25億7,715万2,000円。26億2,815万2,000円。

2項児童福祉費、8億4,344万円。1,259万2,000円。6,359万2,000円。8億5,603万2,000円。9億703万2,000円。合計が105億9,642万1,000円。1億4,249万8,000円。1億9,349万8,000円。107億3,891万9,000円。107億8,991万9,000円。

第4表地方債補正の一部を次のように改める。

第4表地方債補正、起債の目的、合併特例事業、限度額7億9,110万円を7億6,070万円。8億910万円。計7億9,110万円。8億910万円。

令和3年度城里町一般会計予算修正に関する説明書。

歳入歳出予算事項別明細書。

1、総括。

歳入、20款繰入金、補正前の額、補正額、計と読み上げます。

20款繰入金、1億4,621万1,000円。9,484万4,000円。9,744万4,000円。2億4,105万5,000円。2億4,365万5,000円。

23款町債、12億8,353万2,000円。100万円。4,940万。12億8,453万2,000円。13億3,293万2,000円。

歳出です。同じく補正前の額、補正額、計、それから財源内訳と読み上げます。

3款民生費、25億4,226万6,000円。3,488万6,000円。8,588万6,000円。25億7,715万2,000円。26億2,815万2,000円。

財源内訳については、国県支出金が1,378万円。地方債がゼロから4,840万円。一般財源として2,110万6,000円。2,370万6,000円。歳出合計105億9,642万1,000円。1億4,249万8,000円。1億9,349万8,000円。107億3,891万9,000円。107億8,991万9,000円。国県支出金が4,177万5,000円。地方債が100万円。4,940万円。その他として187万9,000円。一般財源が1億44万4,000円。

次に、歳入でございます。

20款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正予算額9,484万4,000円を9,744万4,000円、計9,484万4,000円、9,744万4,000円。節として財政調整基金繰入金、これが9,484万4,000円を9,744万4,000円、計1億4,615万1,000円、9,484万4,000円を9,744万4,000円、2億4,099万5,000円を2億4,359万5,000円に。

次に、町債についてご説明します。

23款町債、1項町債、1目総務費、補正前予算額、補正予算額、計、節と読み上げます。8億9,770万円、100万円、4,940万円、8億9,870万円、9億4,710万円。

1合併特例事業債、4,840万円、計12億8,353万2,000円、100万円、4,940万円、12億8,453万2,000円、13億3,293万2,000円。

次に、歳出をご説明いたします。

3款民生費、2項児童福祉費、補正前の額、補正額、計、補正額の財源内訳をご説明いたします。

1目児童福祉総務費、3億5,152万8,000円、120万5,000円を5,220万5,000円に。3億5,273万3,000円を4億373万3,000円。内訳といたしまして国県支出金、69万9,000円。地方債ゼロを4,840万円。それから一般財源として50万6,000円を310万6,000円。12節委託料、150万円。14節工事請負費が4,950万円。計、8億4,344万円、1,259万2,000円を6,359万2,000円に。8億5,603万2,000円を9億703万2,000円に。国県支出金が699万円、地方債がゼロを4,840万円に。一般財源として1,189万3,000円を1,449万3,000円。

以上でございます。

最後に、良識ある議員の皆様が父母たちの心からの訴えに耳を傾け、本議案に賛同いただけますことを心からお願いし、私からの趣旨説明といたします。

○議長（関 誠一郎君） 次に、3番猿田正純君から説明をお願いします。

3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 議案第87号 令和3年度城里町一般会計補正予算に対する修正案について説明をいたします。

修正案1ページをお開きください。

第1条中、107億3,891万9,000円を106億9,749万3,000円に改める。

そして、第1表歳入歳出補正予算の一部を表記のように改めます。

事項別明細書によりご説明をいたします。分かりやすく歳出から説明をいたします。

3ページ、3の歳出をご覧ください。

4款衛生費、第2項清掃費、1目一般廃棄物処理施設建設費の財源内訳補正を削除し、ゼロといたします。これは、新ごみ処理施設建設ストックヤードの建設工事費として当初予算に計上していた財源の一部を実施設計の委託料に組替えをするもので、前臨時会において否決されたストックヤードの建設規模を縮小した設計を行うために財源の組替えを行うとの説明があったが、設計費が2,312万2,000円で建物は建築面積40坪から50坪でおおよそ2億円とのことです。この実施設計委託料は異常に高値で高額であると考え削除をするものです。

次のページ、4ページをご覧ください。

6款商工費、1項商工費、4目観光施設費の補正額4,142万6,000円を減額しゼロといたします。道の駅かつら移転候補地の調査業務委託費と基本設計業務委託料を削除するものです。県の道路の設計ができていないのに、移転候補地を測量、設計をするなどあり得ないことから減額をするものです。

以上、新ごみ処理施設建設ストックヤード実施設計委託料の財源内訳補正の削除と、道の駅かつらの移転候補地の調査業務委託料、基本設計業務委託料合わせて4,142万6,000円を減額します。この金額分を3ページにある歳入20款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金から減額します。

以上、議案第87号 令和3年度城里町一般会計補正予算に対する修正案について説明をいたしました。

では修正額と修正前と修正後とこちらのほうを全文読ませさせていただきます。

総括のほうは最後にしまして、歳入のほう20款の繰入金、こちらのほうが財政調整基金繰入金、補正予算額これが9,484万4,000円から5,341万8,000円に修正をいたします。この合計は今の金額ですから、これの第1節財政調整基金繰入金、これも同額です。9,484万4,000円から5,341万8,000円に修正をいたします。合計をいたしまして補正予算額9,484万4,000円から5,341万8,000円に修正をし、合計で2億4,099万5,000円を1億9,956万9,000円に修正をいたします。

4 款の衛生費、第 2 項清掃費、こちらのほう修正のところは12節の委託料、こちらのほうが2,312万2,000円からゼロ円に。これは実施設計の委託料としてのものをゼロ円にします。

14節工事請負費、これはマイナスの2,312万2,000円、これは新ごみ処理施設ストックヤード建設工事ということでのマイナスになっていましたので、両方合わせましてプラスマイナスゼロと、移動なしということでゼロ円で修正をさせていただきます。

6 款の商工費、第 1 項商工費、この中の 4 目観光施設費、補正額4,142万6,000円、これをゼロ円に修正いたしまして、4 目の合計が 1 億9,017万6,000円から 1 億4,875万円に修正をいたします。

その後、一般財源のほう、こちらのほうが4,142万6,000円からゼロ円に修正をさせていただきます。

同じく12節委託料、4,142万6,000円からゼロ円に修正をさせていただきます。これの合計金額、補正前の額は 4 億2,781万2,000円ですが、補正額4,440万6,000円から298万円ちょうどに修正をいたします。その合計金額 4 億7,221万8,000円から 4 億3,079万2,000円に修正をいたします。

一般財源のこちらのほうが4,440万6,000円から298万円に修正をさせていただきます。

戻りまして 2 ページの総括。歳入のほう。

20款繰入金、補正前は同額ですので補正の額だけお話をいたします。

9,484万4,000円から5,341万8,000円に修正をいたします。合計が 2 億4,105万5,000円から 1 億9,962万9,000円に修正をいたします。

歳入合計の変更金額 1 億4,249万8,000円から 1 億107万2,000円に修正をいたします。歳入合計金額の合計が107億3,891万9,000円から、106億9,749万3,000円に修正をいたします。

歳出、6 款商工費、補正前の額は同額です。補正額 6 款の商工費、4,440万6,000円から298万円ちょうどに修正変更いたします。その合計 4 億7,221万8,000円を 4 億3,079万2,000円に修正をいたします。

これの財源のほう内訳ですけれども、一般財源、こちらのほうが4,440万6,000円を298万円に修正をいたします。

歳出の合計、補正前の額は同額ですので、補正額 1 億4,249万8,000円、これを 1 億107万2,000円に修正をいたします。合計107億3,891万9,000円を106億9,749万3,000円に修正をいたします。

財源の内訳、ここの合計金額が9,784万4,000円から5,641万8,000円に修正をさせていただきます。

最後に総合計のほうです。

1 ページ、歳入、20款繰入金、こちらのほうが9,484万4,000円を5,341万8,000円に修正をいたします。この合計金額が 2 億4,105万5,000円から 1 億9,962万9,000円に修正をいた

します。

基金繰入金、補正額9,484万4,000円を5,341万8,000円に修正をし、合計、この計が2億4,099万5,000円を1億9,956万9,000円に修正をいたします。

歳入合計、補正前は同額ですが、補正額これが1億4,249万8,000円を1億107万2,000円に修正をし、総合計これが107億3,891万9,000円から106億9,749万3,000円に修正をいたします。

歳出6款商工費、こちらのほうの補正前の額、こちらのほうは同額ですので補正額、4,440万6,000円を298万円ちょうどに減額しまして、4億7,221万8,000円を4億3,079万2,000円に修正いたします。

1項の商工費、補正額の前は同額ですので、補正額4,440万6,000円を298万円ちょうどに減額します。その商工費の合計金額4億7,221万8,000円を4億3,079万2,000円に減額をします。

歳出合計、補正前の額これは同額ですので、補正額これが1億4,249万8,000円を1億107万2,000円に減額いたします。

歳出の総合計です。こちらのほうが107億3,891万9,000円から106億9,749万3,000円に減額をするところです。

減額の内容のほうはただいまお話をしましたとおりです。

以上です。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより修正案に対する質疑に入りますが、注意点を申し上げます。

質疑は、あくまでも議案となっている事件について、議員各位が賛否などの態度決定できるよう、不明な点について提出者へ説明を求めるものであります。したがって、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができませんので、申し添えておきます。

それではまず、鯉渚議員提出修正案についての質疑を求めます。

8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 先ほど説明いただきました。

今回増額ということになるわけでありましてけれども、この事業費なんですけれども4,950万となっているんですが、これ設計は終わっているんでしょうか。確認させてください。

○議長（関 誠一郎君） 13番鯉渚秀雄君。

○13番（鯉渚秀雄君） 今回の提案につきましては、9月定例議会において否決、減額修正されました金額を見込んでございますので、設計云々については私は存じ上げておりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） これ議員同士。

8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 設計が終わっていないのが分からないんですが、これ数字的に4,950万ということなんです、例えばこれ議会案件にならないように5,000万以下にこの事業費というものが調整されて予算計上がされているのかなというような疑問もこれ生じます。と同時に、例えば設計が終わっていないのであれば慌ててこの事業実施をしなくても、当初予算に来年度当初予算に計上してもよいのではないのかなと思います。なぜならば、当初予算では集中審議がされ議論がなされます。今回のこの増額なんです、結局借金をするということになります。あとは貯金を取り崩すという形がこのお金を財源に充てることに説明上なっています。結局きちっとした、結論から言います。今日最終日です。唐突にちょっとこういった増額というものであると、今までは減額というものが多かったと思うんですが、増額となってくるとやはり様々な議論、それからこれは建設検討委員会等々もまだ設置されていなくて、6月の三村議員さんの意見の中でも今後検討していくよという課題の案件の一つでもありました。ですから、急遽きちっとお話をしながら丁寧な議論を深めていこうということだったというふうに思っていますので、このこと何で当初予算に計上しないで皆さんと協議しないでまず今回計上されたのかちょっと教えていただけますか。

○議長（関 誠一郎君） 13番鯉渕秀雄君。

○13番（鯉渕秀雄君） その点につきましては、さきの総務常任委員会の中で門前払いをされた。当初からもう不採択という意見が出されましたものですから、増額修正もできるということを前提に提出をした次第でございます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 私の記憶では最初から門前払いをするというような話というのは議論は委員会の中ではなかったというふうに思っています。その前に、以前から一般質問等々で議会等々で質問されているように、そもそも緊急的に常北幼稚園を使ってくださいという形になったというふうにお聞きしています。そもそも常北幼稚園が閉園になった理由は耐震がいけなかったんですよという話なんです。こういった話とか、あとは福祉子ども課長なんかもそうですが、石塚の小学校の空き教室を使うという選択肢があるというふうに明言もされています。それから、財務課長においては財源の問題についてはきちとなかなかこれが正しいかどうかという財源確保についてきちっとした明確な根拠をお持ちではありません。今回の一般質問に私も質問しましたがけれども、先行き不透明、つまり財政シミュレーションやランニングコストや様々な問題が今年度から始めるよと言っていますが5、6年前から始めている内容です。今年度から来年度から様々なお金の収支報告や様々なものが出来上がってまいります。その中でももちろん子供たちの安心安全を確保するということは当然大事ですから、議論することは当然大事なことでもあります。

112条の第1項第2条、つまり増額修正を議会がかけられる。これは先ほど説明されたようにそのとおりだと思います。しかしながら、そこにとっても大事な問題がありました。

議会が増額修正をする際には、執行部と議会が協議をするという旨がきちっと、これは議員必携も含めて様々な文献等々、解釈等にも載っています。今回、多分この内容について私は存じ上げませんでした。当初、今日最終日上がってきているわけですが、ほかの議員さんもこれは多分分かっていないと思います。で、我々が多分これ情報を共有していないのもあるんですが、これ執行部と共有し、議会がと話をしなければ増額というのはなかなか難しいんです。ですから、なかなか増額修正を全国の自治体で出せないのは、執行部と、理事側ときちっと入念なやり取りをしながら、議会が一致団結してやるからこそ、それで成立をさせるという形が望ましいとなっているわけです。ですから、増額修正に関しては基本的に再議なんていうものはあり得ないんです。これは漏れ伝わったところによると再議をしてもし通ったとしても、再議をかけて問題を、要は侵害ですか、提案権です。予算提案の権限を侵害しないというふうになっているんですが、そういう問題ではありません。そもそも我々が議論をしていないものですから、きちっと話をしながらつくっていくことのほうがよりよいものを、そしてやり方も手法も様々な形があります。そういったことを総体的に見て、これをなぜ我々の議会がこういった議論をきちっとできなかったのか。議会が執行部と話をするんですが、今の形だと議員が首長と執行部とお話合いをしているように見受けられてしまいます。これはちょっといささか問題ですね。そのことをもう一度整理していただきたいというふうに思いますので、答弁は結構ですが、そういう流れがあるということはきちっと私のほうからお話しさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 鯉淵さんの答弁はいいですね。

○8番（河原井大介君） 結構です。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございますか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 先ほどの鯉淵議員からの話で、要するに坪数も分からない、ただ執行部で4,950万の9月の定例で出したやつをそのまま出したというような話で議員提案で出すというのはいかがなものかな。財務課長、4,950万円の坪数、設計図が9月の定例会であったわけでしょうから、平面図だけちょっと出してください。

○議長（関 誠一郎君） 小坪議員。これは提出者と議員の質疑ですので。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） これ鯉淵議員は坪数も何も分からないで出したんですか。ただいいかげんに4,950。ん。そういうことなんですか。坪数も分からない、そういうことで提案する。これはくまさんはつつあんの集まりじゃないですよ。1万8,000の町民が、今1万7,000台になったかも分かりませんが、そういう借金をしたり、基金を取り崩してやるやつに、そういう平面図も確認しないで出しているということが非常に残念だと思う。もうちょっと真剣にやってください。

○議長（関 誠一郎君） 13番鯉渕秀雄君。

○13番（鯉渕秀雄君） 非常に厳しい言葉をいただきました。その中で、じゃあさきの否決は何だったのか。ですから、さきの否決に準じた同等金額を議会でも提案できると、議員でも提案できるということで、同等の金額を提案しているわけでございます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 非常に委員会でも話したんですけれども、常北幼稚園、耐震がないために閉鎖するということで閉鎖をしてしまいました。その後に代表者が私の家に来まして、あそこで学童保育を借りてやりたいんだと。そのときに私は言ったんですよ。耐震がなくて幼稚園を閉鎖したんだから、そういう子供らを危険な目に遭わせてあそこで開設するのは駄目だと。それだったら軽量のプレハブでも建ててもらってやったらいいんじゃないですかと。そういう形で代表者にはお願いしたんですよ。それが入ってから半年足らずで耐震がないだとか、子供が危険だとか、そういう形、本当に分かりますよ。それだから私は初めに言っているんですよ。耐震がないんだからあそこでは開かないでください、開くんなら石塚小学校の裏に分庁舎があったんだからあそこを借りてやったらいいでしょうと。それとも靖光保育園でそのまま延長で使っていてやったらいいでしょうと。なぜ町は耐震がないやつを貸したんですか、町長。これはね関係ない話だから、そういうので以上で終わりにします。

○議長（関 誠一郎君） 13番鯉渕秀雄君。

○13番（鯉渕秀雄君） 全くもって残念な話でございます。幼稚園の閉園につきましては、各保育園の方々と連携をされみどり保育園、常北保育園、これを認定こども園に改編いたしましてその中で常北幼稚園の閉園ということが決定したわけでございます。その中で、なぜおひさま児童クラブが幼稚園跡地にいるかと申しますと、図書室が耐震を満たしているということで行政のほうでは図書室を使ってということでありましたが、トイレ等の問題、もしくは耐震の問題がその他の施設でございますので、これを順次石塚開放学級、そして常北小学校の開放学級、そして今度はおひさま児童クラブの改築ということになったことと存じます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 鯉渕議員提出修正案に対する質疑はなしと認めます。

次に、猿田議員提出修正案について質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 猿田議員提出修正案に対する質疑はなしと認めます。

次に、原案となります議案第87号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

最初に、原案賛成者の討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案及び鯉渕議員提出の修正案反対者の討論はございませんか。

2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） 2番加藤木 直でございます。

今回の議案第87号、まず一般的には修正案は減額修正というものが多いんですけれども、今回特別に増額修正というものが提出をされたわけでございます。私もこの件については反対の立場より討論を行わせていただきたいと思います。

ほとんど私が言いたいこと、河原井議員さんとか申されましたので、もう言うことなくなってしまうんですけれども、今回の増額請求は、減額修正と違いまして、この増額修正というものは非常にシビアなものだというふうに考えます。まず、各地方公共団体の行財政運営における影響度、それから町民の考えなど総合的に勘案して、個々の事案に則して判断することが求められているわけでございますけれども、いわゆる地方自治法は長と議会がよく話し合いをして現在、そして将来のことを総合的に判断をしてくださいというのが地方自治法というものでございます。もう一度、幾ら増額をされても再議にかければいいんだと、そうすると一般的な拒否権でございますけれども、再議にかければ3分の2以上だと。だから通らないよと。このような考え方をされると、当然ねじれた議会ということになります。しかも町民まで巻き込んで、そのようなことが原因であるということなかなか分かっていただけない。非常に残念でございます。

以上。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございますか。

8番河原井大介君。

〔「議長、これ賛成討論ですか。河原井議員の」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 反対者です。

〔「それなら、反対なら反対って言わないと駄目でしょう。だって、反対者がやった後は賛成討論でしょうよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 反対者の続きでやる。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 8番、河原井大介でございます。

反対の討論で述べさせていただきます。鯉渕さんよろしく申し上げます。

おひさま学童クラブの建て替え新築工事、約5,000万円が唐突に今回定例会の最終日に増額修正で提案をされました。当然先の、先週の12月7日総務委員会でお話も、署名を集めた、本当に大変だったと思います。そういった保護者の方からお話をいただいていた。一つの小学校学区に石塚小学校のエリアに、2つの放課後児童クラブの建物を造ることが必要なんでしょうかという意見を述べさせていただきました。幾つかあります。城里町は実は財政的に非常に厳しい自治体です。それは事実です。現在は貯金を切り崩しながら何とか維持はできますけれども、近い将来財政的な危機を招くことは恐らくあり得るということをここで私もきちっとお伝えしたいと思います。その中で、小学校の空き教室、先ほどこども福祉課長からのお話も、質問の中でお話をさせていただきましたけれども、空き教室を使えるんじゃないか。すなわち幼稚園の図書室を使っているけれども、やはり危ないんですというお話ありました。であれば、取りあえずすぐに退避的な避難的な形で教室を使う。そしてその中で建設検討委員会だったり、この5,000万円の予算だったり、しっかりと議論する時間をつくる余裕がまずなければいけないだろう。これが議会の本質的な議論だというふうに思っています。

もちろんその中では新しく建設した石塚の開放学級や放課後児童クラブへ行きたくないという理由もございました。その中で保護者の方からお話をいただいた中で、代表の方から運営方針が違和感があるんですと。つまり、運動主体でやっていきたい、つまり体を動かすことが主体としておひさま学童クラブさんはやられていられるということなんですけれども、石塚さんはどちらかというと学習主体だと。その中でどうしても石塚の開放学級に行かれたときに支援員の方からどなられたり、起立させられたり、立たされ続けたり、身体的及び精神的苦痛を児童へのいわゆる私の解釈だと虐待があったというお話も伺っております。傍聴者が多数いました。町長もいましたし、三、四人の議員も傍聴していました。この予算に関してはきちっとこれから議論することはできるかと思いますが、今まさに保護者の方から直接公の場所の総務民生常任委員会の中で発言がありました、身体的な精神的な苦痛の問題においては、まずは子供たちを守らなければならない。先ほど来聞いていますと、そういった話を傍聴席で聞いていたにもかかわらず、町長も聞いていたにもかかわらず、無関心を装っています。無視しています。黙っています。そんなことが許されるんですか。まずは新築の建物を造ることはとても大事です。でもまず子供たちがいて、そこに支援員がいて、その後建物だというふうに思っています。建物を造って、きれいな建物かもしれないけれども、安心な安全な建物かもしれないけれども、実はその中で様々な問題が、つまり内部でです。虐待のような問題が幾つかあるという内容も総務委員会の中できっちり話をされていたわけです。情報を共有したわけです。だからこそ真剣に、まずそのことを何よりも先に、中身の放課後の子供たちの支援をする体制がまず安心できないから、不安では意味がないから、そのことを委員会でもきちっとこども福祉課長には調査をしてくださいとお願いをしていますし、当然町長も傍聴していましたし、その中で

すぐに委員会の中での保護者代表の話というのはその実態、支援員さんたちが行っている実態というものを浮き彫りにさせたということでもあります。建設に対しては、何度も言いますが全てが否定でも反対でもありません。十二分に議論を果たす必要がある。つまり、今回議案されても設計図も全てご存じなかったり、じゃあその予算のもともとの話もないし、結局のところ報告、連絡、相談がありません。ですから、きちっとした形でもう一回議論をすることが必要だというふうに思っています。突然増額修正をかけて最終日にやったとしても審議は十分にできませんし、またさらにその前から6月議会から話されているように、この問題に関しては執行部側として検討するとずっと言っています。そのことも中途半端に終わっていて、9月に係ってきて、そして12月にこの年度末に、来年度予算をつくり始めるこの時期に来ていたということに対しては、ちょっとやはり無理があります。それは無理があります。これは道理的に無理があります。ですから、まずは様々な問題、児童虐待とかそういう問題があるか。いわゆるシェアされた、こういうふうに呈された浮彫にされた段階の中においても、それをきちっと子供たちの未来を守る、当然やりながらも、もう一度きちっと議論をし始めることが私は大事だと思っています。

いずれにしても、皆さん本当に話合いませんか。本当に無視をして、私たちの話や人の話は無視して、様々なやり方や方法が役所の中でもあって、財源の内訳もあって、こういうふうにしましょうよ。話合い、そしてそもそもこのお金も含めてソフト事業の教材は様々なものに使っていけるような、話し合って、もっと話をさせてくださいよ。町長、勝手に自分だけの思いや、一部の議員のその思いは分かります。そして、町民の署名活動された努力も重々承知します。しかし、本当に議論が足りません。もう一度議論し始めることから行動をし始めたほうがよろしいと思います。そういう意味合いで今回の場合は、なかなか議論が、すみません。

以上で反対討論とします。

- 13番（鯉渕秀雄君） 議長、13番、発言の許可をいただきたいと思います。
- 議長（関 誠一郎君） ちょっと待って、討論を……
- 13番（鯉渕秀雄君） いや、討論前に。
- 議長（関 誠一郎君） ちょっと待ってください。討論やってからにしてください。
- 13番（鯉渕秀雄君） 討論をやったんじゃ終わっちゃいます。
- 議長（関 誠一郎君） まだ賛成者の討論を聞いていないですから。
- 13番（鯉渕秀雄君） 今の発言に対して。
- 議長（関 誠一郎君） 今の発言じゃなくて、反対者の討論終わってからにしてください。

〔「議運委員長、こういうことができるの。討論の途中で発言を認めるなんてことは、きちっとやってもらわないと困るよ。議会運営は」「今まではなかったな」「議運開いてくださいよ。今みたいな発言をされたんでは、議会運営が滞るじゃないですか。だから、

きちっとそれは今までの議会運営をきちっと調べて、こういうことがかつであったのか、きちっとやってもらいたい」と呼ぶ者あり]

○議長（関 誠一郎君） ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたします。

午後 3時43分休憩

午後 3時52分開議

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

鯉渕議員に申し上げます。

議案の発議者となった議員は、その議案に対して討論することができないということ。なお、議案の発議について賛成者となった議員は賛成討論をすることができるということで、発言は認められませんのでよろしくお願いします。

○13番（鯉渕秀雄君） 討論ではないです。文言の訂正です。

○議長（関 誠一郎君） それは認めることはできませんので、よろしくお願いします。

〔「議長、よろしいですか。私が言うのは」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） まだ、待って。

続いて、鯉渕議員提出の修正案反対者の討論はほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、原案及び猿田議員提出の修正案反対者の討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、原案に賛成者の討論はございませんか。

原案、元の案。執行部の案です。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、鯉渕議員提出の修正案賛成者の討論はございませんか。

5番片岡藏之君。

〔5番片岡藏之君登壇〕

○5番（片岡藏之君） 5番片岡藏之でございます。

私は鯉渕議員提出の増額修正に対して賛成の立場で討論させていただきます。

その前に、議長にお願いがあります。

まず、質疑の中で差別発言があったから鯉渕議員は手を挙げたのであって、それを受け付けないということはおかしいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 違う。鯉渕議員がするんじゃなくて、賛成者、鯉渕さんに賛成の議員がやるべきであって、ま、いいです。次に。次に。

○5番（片岡藏之君） 続けます。

この動議で問われているのは、母親たちの必死な訴えに耳を傾け、そして1,000人以上の署名をもって皆さんが頑張ったその心を、議会が心を傾けて、耳を傾け、安心して子育てができる環境を整備するために町が予算を認めるかどうかであります。

私は前回常任委員会に傍聴に行きました。その中で参考人の意見は聞いておりました。しかしその後質疑に入りましたらば、いきなり不採択という意見が飛び出し、参考人の意見には全然耳を傾けない状況で常任委員会が進められました。全くもって不道理な常任委員会と私は見てまいりました。議会の中でこういう不道理があつていいもののでしょうか。そういう中で、私たちは9月に減額修正されましたこの予算をぜひとも年度内に何とか復活できればという思いから鯉渕議員が増額修正を提案した次第でございます。

いろいろ常任委員会でもいろいろ問題とされましたが、議会が予算の増額をできるかどうか、否か。これは鯉渕議員が説明したとおり町長の裁量を妨げない状況であれば認められるというような状況でございますので、本当に議会の皆さん、本当に母親、若い母親の働く母親の訴えをぜひ聞いていただきたいと思ひます。

常任委員会の中で一緒にやってみようかと、そういう話も出ていたと私は聞いております。でも、片方は50人なんですよね、定員が。その中に47名ですか8名ですかおひさま児童クラブに今通っているのは。その人たちが入ったときに、その状況はどういうことになりますか。そういうことを全然知らないで発言する議員の、耳を疑う状況なんです。

それで今常北幼稚園の図書室を借りてやっている状況でございます。でも図書室は耐震性があると言つてもちょっと危ない状況にあると思ひます。そういう中で、先日日曜日震度4というような大きい地震もありました。そういう中で、本当に安心して子供たちが住みよい町というのは、この議会も何年も前から進め、町長にもやってくれとお願いしている状況だと思ひます。そういう考えの中で、何としてもおひさま児童クラブの新築ができますよう、皆さんにお願いしたいと思ひます。

それと、せんだって参考人で常任委員会に出席されたお母さん。今傍聴席におるかどうかわかりませんが、そういう方がおりましたらばぜひこの議会と一緒に議を変えていこうではありませんか。ぜひ頑張って私たちと議を変えてやってみましょう。

私の討論は以上でございます。ありがとうございます。

○議長（関 誠一郎君） ほかに修正案に賛成の方の討論はございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、猿田議員提出の修正案賛成者の討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論を終結いたします。

これより議案第87号 令和3年度城里町一般会計補正予算（第3号）についてを採決い

たします。

最初に、鯉渕議員提出の修正案について採決をいたします。

議案第87号に対する鯉渕議員提出の修正案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立少数です。

よって、鯉渕議員提出修正案は否決されました。

次に、猿田議員提出の修正案について採決いたします。

猿田議員提出修正案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、猿田議員提出された修正案は可決されました。

次に、ただいま可決された修正部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除いた原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、修正部分を除いた原案は可決されました。

議案第88号 令和3年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（関 誠一郎君） 日程第15、議案第88号 令和3年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 89 号 令和 3 年度城里町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（関 誠一郎君） 日程第16、議案第89号 令和 3 年度城里町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 90 号 令和 3 年度城里町水道事業会計補正予算（第 2 号）について

○議長（関 誠一郎君） 日程第17、議案第90号 令和 3 年度城里町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第91号 令和2年度城里町一般会計決算認定について

○議長（関 誠一郎君） 日程第18、議案第91号 令和2年度城里町一般会計決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第92号 令和2年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について

○議長（関 誠一郎君） 日程第19、議案第92号 令和2年度城里町国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第93号 令和2年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について

○議長（関 誠一郎君） 日程第20、議案第93号 令和2年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第94号 令和2年度城里町介護保険特別会計決算認定について

○議長（関 誠一郎君） 日程第21、議案第94号 令和2年度城里町介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第95号 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について

○議長（関 誠一郎君） 日程第22、議案第95号 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第96号 令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について

○議長（関 誠一郎君） 日程第23、議案第96号 令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第97号 令和2年度城里町水道事業会計決算認定について

○議長（関 誠一郎君） 日程第24、議案第97号 令和2年度城里町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第98号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（関 誠一郎君） 日程第25、議案第98号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立少数です。

よって、本案は同意されませんでした。

議案第99号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（関 誠一郎君） 日程第26、議案第99号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

討論の終結をいたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第100号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（関 誠一郎君） 日程第27、議案第100号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第101号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（関 誠一郎君） 日程第28、議案第101号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第102号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（関 誠一郎君） 日程第29、議案第102号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第103号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（関 誠一郎君） 日程第30、議案第103号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程追加

○議長（関 誠一郎君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま、町長から議案第104号 令和3年度城里町一般会計補正予算（第4号）を提出したいとの申出がありました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、追加日程第1を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。
タブレットに表示されるまで少々お待ちください。

議案第104号 令和3年度城里町一般会計補正予算（第4号）

○議長（関 誠一郎君） 追加日程第1、議案第104号 令和3年度城里町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 令和3年第4回城里町議会定例会も本日最終日となりますが、追加議案のご提案がございますので、概要についてご説明申し上げます。

議案第104号 令和3年度城里町一般会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億673万4,000円を追加し、予算の歳入歳出それぞれ108億4,565万3,000円とするものです。歳入では国庫支出金を追加するものです。歳出では民生費を追加するものです。内容は、子供1人当たり10万円の給付を行うものうち5万円を先行して払うためのものがございます。

詳細につきましては、財務課長から説明させますので、慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

また、昨日になって総理大臣のほうから10万円年内にというような国会答弁もありましたので、昨日のことですので正式な通知はまだ町に来ておりませんが、正式な通知があり次第町としては速やかな対応をする予定であることを申し添えます。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 議案第104号 令和3年度城里町一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明させていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億673万4,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ108億4,565万3,000円とするものがございます。

2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正であります。まず歳入であります。

16款国庫支出金、2項国庫補助金であります。既定額に1億673万4,000円を増額するものです。主なものは子育て世帯等臨時特別支援給付金給付事業費補助金と事務費補助金の増により追加するものがございます。

続きまして歳出であります。

3款民生費、2項児童福祉費であります。既定額に1億673万4,000円を追加するものです。主なものは補助金で、高校生以下への5万円給付金とそれに係る事務費等でありま

す。

以上、ご説明させていただきましたが、詳細につきましては3ページからの事項別明細書等をご確認願います。ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） これより質疑に入ります。

7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） 2点ほど尋ねます。

1点目は5万円を先行で、補正を組んだということで迅速な対応だとは思いますが。残り5万についてはクーポンということで、当初クーポンという説明だったんですがそれよろしいのか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） もし現金で構わないということが正式に通知があれば、城里町としても残り5万円も現金で、10万円全部現金でと考えております。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） 明確な答弁をありがとうございます。

ということは、今回10万円まとめて払うというのには政府発表が遅いというか、ちょっともう少し早ければできたということに理解していいわけだね、町長。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） もっと早ければスムーズなんですけど、でも今からでも間に合うかどうか、ちょっと最大限の努力をしてみようとは思っております。12月27日に振込予定ということで今日議決するわけですが、ただまだ振込処理まで何日かあるので、何とか間に合うということができるのであればその方法もちょっと考えてみたいとは思っております。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） じゃ確認します。クーポンはやらない。それから、10万円は現金で給付するということですね。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 国からの正式な通知はまだですが、それでオーケーだということで国から通知が下りてくればそのように対応する予定でございます。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

10番阿久津則男君。

○10番（阿久津則男君） そうすると、間に合うということは専決でやるということですか。臨時議会でやるということ、どちらでしょうか。

それと、対象者18名以下何人いるのか。ちょっと聞きたい。対象者18歳以下、それが何人いるか。対象者。

○議長（関 誠一郎君） こども福祉課山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） それでは10番阿久津則男議員の質問にお答えしたいと思います。

説明資料のほうご覧いただきたいと思うんですけども、一番右側の備考欄に一応対象見込み児童2,100人ということで、内訳につきましては中学生以下が1,630人、高校生が470人を見込んでおります。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 専決処分についての質問があったんですが、ちょっと現時点ではまだ何も申し上げられないんですが、そもそも報道ベースでまだ正式に10万円全部現金でやっていいよという通知がまだ来ていないので、1億円かかりますので、5万円配るだけで。万が一手続の取り違えで町の負担になったら大変ですので、まずは手続をしっかりと確認した後判断したいと思います。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

請願第2号 コロナ禍による米価下落の対策を求める請願

○議長（関 誠一郎君） これより請願の審査に入ります。

お諮りいたします。

請願の議案朗読は省略したいと思いますますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、請願の議案朗読は省略することに決定いたしました。

日程第31、請願第2号 コロナ禍による米価下落の対策を求める請願を議題といたします。

本案は9月7日に教育産業常任委員会に付託されていたものであります。

教育産業常任委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員長三村孝信君。

〔教育産業常任委員長三村孝信君登壇〕

○教育産業常任委員長（三村孝信君） 教育産業常任委員会を代表し、12月7日に付託されました請願第2号の審査結果についてご報告いたします。

12月7日に本委員会を開催し、請願内容について審査を行いました。

請願第2号 コロナ禍による米価下落の対策を求める請願につきましては、慎重に審議した結果、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

以上、教育産業常任委員会としての委員長報告といたします。議長においてお諮り願います。

○議長（関 誠一郎君） お諮りいたします。

請願第2号については、ただいまの教育産業常任委員長の報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

陳情第3号 おひさま学童クラブ建て替え工事に関する陳情

○議長（関 誠一郎君） 次に、陳情の審査に入ります。

お諮りいたします。

陳情の議案朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情の議案朗読は省略することに決定いたしました。

日程第32、陳情第3号 おひさま学童クラブ建て替え工事に関する陳情を議題といたします。

本案は9月7日に総務民生常任委員会に付託されていたものであります。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長 藺部 一君。

〔総務民生常任委員長 藺部 一君登壇〕

○総務民生常任委員長（藺部 一君） 総務民生常任委員会を代表し、12月7日に付託さ

れました陳情第3号の審査結果についてご報告いたします。

12月7日に本委員会を開催し、陳情内容について審査を行いました。

陳情第3号 おひさま学童クラブ建て替え工事に関する陳情につきましては、慎重に審議をした結果、不採択とすることに決定いたしました。

以上、総務民生常任委員会としての委員長報告といたします。議長においてお諮り願います。

○議長（関 誠一郎君） 誠に申し訳ありません。

常任委員会に付託したという日にちは12月7日のことですので、ご訂正をよろしくお願いいたします。

お諮りいたします。

陳情第3号については、ただいまの総務民生常任委員長の報告どおり決定することにご異議ございませんか。

11番小林祥宏君。

○11番（小林祥宏君） この陳情に対して討論したいのですが、受けてもらえますか。

○議長（関 誠一郎君） ここでちょっと暫時休憩します。

午後 4時30分休憩

午後 4時31分開議

○議長（関 誠一郎君） では、続けます。

ただいま委員長報告のとおり陳情第3号は、委員長の報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は不採択とすることに決定いたしました。

日程追加

○議長（関 誠一郎君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

総務民生常任委員長 藺部 一君より報告の申出がありました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ただいま13番鯉渕秀雄君から異議ありの声がありました。これを日程に追加し、採決という形で取りたいと思いますが、どうでしょうか。

日程に追加することを採決です。日程ですからね。

この日程について、追加することに賛成の方はご起立願います。

〔「説明してくれないと、なんかよくわからない。鯉渕さんが言っている」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ごめんなさい。鯉渕さんが意味分らないそうですので、ちょっとお待ちください。

誠に申し訳ありません。

菌部 一総務民生常任委員長から閉会中の所掌事務の調査の申出がありました。この日程です。ごめんなさい。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、追加日程第2を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

総務民生常任委員会報告

○議長（関 誠一郎君） 追加日程第2、総務民生常任委員会報告を議題といたします。委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長菌部 一君。

〔総務民生常任委員長菌部 一君登壇〕

○総務民生常任委員長（菌部 一君） 城里町放課後児童クラブの運営改善に関する報告書。

このまとめについて、下記のとおり放課後児童クラブの運営に関する調査を実施し、改善案をまとめましたのでご報告をいたします。

記。

1つ、調査概要。

町内放課後児童クラブにおいて支援員の交通費に疑義があり調査を行った。

2つ、実施月日。

令和3年9月30日から12月14日。

3、調査結果。

1、支援員は住民票のある自宅に居住していなかった。

2、支援員は実家の大子町から通勤しているとのことであった。

3、交通費については弾力的な支払いが許されるとのことであった。

4、放課後児童クラブの運営費に関し好ましくない事例が認められた。

5、運営費に関し執行部も支出内容を把握していないことが判明した。

4、まとめ。

放課後児童クラブの運営に関し交通費、運営費等不透明な部分があった。交通費に関しても弾力的な支払が許されるとしても一般常識で見れば疑問が残るところである。

その他、運営に関しても勤怠管理、支払管理等、事業実施団体としての不適切であり所得税、源泉徴収も行われていなかった。担当課でも詳細な内容を把握しておらず、これは町内全ての放課後児童クラブについて同様であると思われる。については、総務民生常任委員会として改善案として以下の改善案を提言する。

1つ、町内全ての放課後児童クラブにおいて税理士を雇い入れ、出退管理、給与支払い、物品の購入、税の申告等、明確に実施させること。または水戸市や他自治体を参考にして放課後児童クラブ運営会社等に委託すること。

2つ、石塚小学校を挟んで存在する2つの放課後児童クラブは一つに統合する。また総務民生常任委員会として別件審査の席上、町内児童保育施設においていじめや虐待があるとの訴えもあった。町長も傍聴していたので訴えの内容は把握していると思われるので、早急に実態を調査し、問題があればこれを解決し議会報告すること。

以上を提言し、健全なる放課後児童クラブの運営を願い、総務民生常任委員会の調査報告といたします。

○議長（関 誠一郎君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

13番鯉渕秀雄君。

○13番（鯉渕秀雄君） ただいまの報告の中で一番最後の頃で、総務民生常任委員会において別件審議の席上、町内学童保育施設においていじめや虐待があるとの訴えがあったとございますが、これはどこの学童クラブでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 6番菌部 一君。

○6番（菌部 一君） その申告者のお話によりますと、そこのお世話になっていた石塚開放クラブと私は思いました。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 13番鯉渕秀雄君。

○13番（鯉渕秀雄君） 私も総務常任委員会は傍聴しておったんですが、開放学級におられたということで、先ほど河原井議員さんの討論の中で虐待があったというお話がされました。その当時の意見陳述人については、虐待があったとは申しておりませんので、その辺はきちんとした状況をご説明いただきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 6番菌部 一君。

○6番（菌部 一君） そのときの状況は、石塚開放クラブにお世話になったということで、その間そのお子さんは指導が非常にきつかったと。それでお子さんは学校に行くのも嫌になるというお話もありました。そういう事実でございます。

○議長（関 誠一郎君） 鯉渕議員、ちょっとまって。

これはこの内容というのは、プライバシーの問題に関わってきますので、いいですかここで閉じてもらって。

○13番（鯉渕秀雄君） 簡単に虐待があったという認識はいたしかねると思うんですよ。ここに意見陳述人がおりますが、それも確認しまして意見陳述人はいわゆるその子供さんがそこに合わなかったという発言はしてございます。虐待とは申しておりません。それはきちんとお願いをしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） 今鯉渕議員から発言者が虐待はなかったというような訂正をしたということなんだけれども、これ総務民生委員長の委員長報告の中でこれ虐待があったという聞き取りをして、しかもこれ石塚開放学級というふうに委員長は特定していますよね。だとすればこれ虐待をされたほうにも、したほうにも委員長確認をしているんでしょう。この当然虐待があったという推量でこういうことを書いたのでは、私はまずいと思うんだよね。おひさまの方が虐待があったという陳述を聞いて、それをそのままそうですかということで報告としたのでは、これは相手方もいるわけじゃないですか。だから石塚開放学級のほうにも当然調査を入れて、こういうことがあったんですかということで初めて報告ができるんじゃないかというのは私は思うんですけれども。これ委員長ちょっと。

○議長（関 誠一郎君） 6番菌部 一君。

○6番（菌部 一君） ここで申し上げましたように、訴えがあったということなものですから、後日町のほうで調査をしていただきたいという内容です。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） あったという聞き取りをしたので、それも含めて町のほうに調査をしてくれということですね。分かりました。

ただ、これ特定しているわけですし、きちっと町は委員会の提言を受けて早急に調査をしてくださいよ。それじゃないとおひさまの方にも迷惑かかるし、もちろん石塚開放学級の人たちにも迷惑がかかると思うんだよね。これ本をただせば町の指導がしっかりしていないというのが一番じゃないですか。こども福祉課長。

そういうことを申し述べて終わりにします。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

これで総務民生常任委員会報告を終わります。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（関 誠一郎君） 次に、日程第33から日程第35まで、議会運営委員会、総務民生常任委員会及び教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について一括議題といたします。

各委員長から、会議規則第72条の規定により、各委員会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

報告第40号 城里町立学校管理規則の一部を改正する規則

報告第41号 城里町国民健康保険税の旧被扶養者に係る減免に関する取扱要綱の一部を改正する告示

報告第42号 令和3年度城里町ふれあいの船事業中止に伴う臨時給付金交付要綱の制定

報告第43号 令和3年度城里町修学旅行代替給付金交付要綱の制定

報告第44号 令和3年度第2弾城里町中小企業等固定費応援給付金交付要綱の制定

報告第45号 城里町元気アップ振興券（第4弾）事業実施要綱の制定

報告第46号 城里町元気アップ振興券（第4弾）事業補助金交付要綱の制定

報告第47号 城里町下水道事業会計規則の制定

報告第48号 第2次城里町総合計画後期基本計画

報告第49号 第2期城里町まち・ひと・しごと創生総合戦略

報告第50号 城里町人口ビジョン【改訂版】

報告第51号 一般財団法人日本自動車研究所と城里町との連携協力に関する協定

報告第52号 城里町と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定

報告第53号 城里町と大塚製薬株式会社との包括連携協定

報告第54号 例月出納検査報告（9月、10月、11月執行分）

○議長（関 誠一郎君） 次に、日程第36、報告第40号 城里町立学校管理規則の一部を改正する規則から日程第50、報告第54号 例月出納検査報告（9月、10月、11月執行分）については、後ほどご熟読願います。

以上で、今定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

町長挨拶

○議長（関 誠一郎君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 令和3年第4回城里町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本議会に提案しました議案等につきましては、慎重審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。また、議員各位から賜りました貴重なご意見等につきましては、今後の町政執行の参考とさせていただきます。引き続き、格別なるご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、議員各位におかれましては、体調管理に十分注意され、町発展のため重ねてご尽力いただきたくお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長挨拶

○議長（関 誠一郎君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、会期中終始熱心にご審議を賜り、また議会運営に格別なるご配慮を賜り全議案を審議しここに終了できますことを心から御礼と感謝を申し上げます。

執行部におかれましては議員各位のご意見等を十分に参考され、執行に万全を尽くされるようお願い申し上げます。

年末にこれから寒さも一段と厳しさを増してくるものと思いますが、来るべき新年は城里町にとってさらなる飛躍の年でありますことをご祈念申し上げますとともに、議員並びに町民にとって最良の年であることをご祈念申し上げます。

閉会の宣告

○議長（関 誠一郎君） 以上をもちまして、令和3年第4回城里町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 4時48分閉会